



マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

第 632 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 10 秒です。

今回のテーマ： ストックオプションについて

### 新しい資本主義

政府は、スタートアップへの投資額を、2021年の8,000億円規模から2027年度にはその10倍を超える規模(10兆円)とする目標を掲げています。2022年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を閣議決定し、スタートアップへの投資額の目標を実現するために、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ②スタートアップのための資金共有の強化と出口戦略の多様化 ③オープンイノベーションの推進 を柱として推進していくことを掲げました。

### ストックオプション関連法制の整備

2023年6月の新しい資本主義の改定版では、スタートアップの役員・従業員報酬として活用されているストックオプションについて、更なる活用を進めるため、①ストックオプションプールの実現のため会社法の整備 ②税制適格ストックオプションの制度見直し ③未上場会社の株価算定ルールの明確化 を課題として挙げています。

「③未上場会社の株価算定ルールの明確化」は、国税庁が2023年7月7日付で通達改正を行い、ストックオプションの権利行使時における「1株当たりの価額」の算定ルールを公表しました。この算定ルールによれば、未上場会社の株価については、相続税の財産評価基本通達をもとに算定することを認めるとされ、従来の権利行使価額に比べ低額となる可能性が高くなります。

### 信託型ストックオプション

信託型ストックオプションは、新興企業を中心に約800社が導入しているといわれていますが、2023年5月に国税庁は、信託型ストックオプションの権利行使時の課税は、「従来より」給与課税（税率 最大約55%）であると公表しました。

| 導入企業側の認識             | 国税庁の見解                 |
|----------------------|------------------------|
| 譲渡時に、譲渡所得課税（税率 約20%） | 権利行使時に、給与課税（税率 最大約55%） |

この公表を受けて、導入企業は、つぎの対応を迫られています。

- すでに権利行使済みのものについて、給与所得に対する所得税の源泉徴収義務の履行
- すでに発行しているストックオプションの契約見直し

給与所得課税の場合は、いったん源泉徴収義務が会社側に発生します。本来、この源泉所得税はストックオプションを行使した者が負担すべきものですが、会社が負担することとした場合には、会社側で追加費用や損失が生じることになり、株主への説明責任が問われる可能性があります。

一方、既に発行しているストックオプションで付与されていないものは、権利行使価額や権利行使期間などの付与時の契約を見直すことにより、税制適格ストックオプションとして契約変更できるとされました。ただし、権利行使価額は付与時の株価以上である必要があるため、現在の信託型ストックオプションによる低い権利行使価額をそのまま活用の方が有利であることも考えられます。

### お見逃しなく！

ストックオプションは、スタートアップの優秀な人材の獲得やモチベーションアップに活用されていますが、会社法や税制の整備により、さらに成長のために活用されることが期待されます。